

財務省第2入札等監視委員会 令和2年度第2回定例会議審議概要

開催日及び場所	会議の開催を中止し、審議書類の回覧をもって会議の代替とした。 審議書類の回覧終了日：令和3年2月9日	
委員	委員長 青木雅明（東北大学会計大学院長） 委員 高木龍一郎（学校法人東北学院 常任理事） 委員 成田由加里（公認会計士）	
審議対象期間	令和2年7月1日（水）～ 令和2年9月30日（水）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	3件	契約件名：(R02)上荒子住宅(2号棟)ほか7住宅外壁改修ほか 工事設計業務 契約相手方：株式会社綜企画設計仙台支店（法人番号8010001078721） 契約金額：18,095,000円 契約締結日：令和2年7月10日 担当部局：東北財務局
		契約件名：(R02)国有崖地保全工事調査設計等業務（仙台市） 契約相手方：大橋調査株式会社（法人番号7370001002761） 契約金額：当初 6,930,000円 第1回変更契約 8,426,000円 契約締結日：当初 令和2年8月27日 第1回変更契約 令和2年9月28日 第2回変更契約 令和2年11月30日 担当部局：東北財務局
		契約件名：青森第二合同庁舎食堂厨房機器更新工事 契約相手方：相互建設工業株式会社（法人番号1420001001219） 契約金額：3,366,000円 契約締結日：令和2年7月20日 担当部局：仙台国税局
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：年末調整関係書類封入及び発送代行業務（グループ1） 契約相手方：日本通運株式会社仙台支店（法人番号4010401022860） 契約金額：20,438,325円 契約締結日：令和2年8月31日 担当部局：仙台国税局
随意契約（物品役務等）	一件	—
応札（応募）業者数1者関連	1件	※(R02)国有崖地保全工事調査設計等業務（仙台市）に同じ ※年末調整関係書類封入及び発送代行業務（グループ1）に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	次葉のとおり	次葉のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【事案1】</b>            契約件名：(R02)上荒子住宅(2号棟)ほか7住宅外            壁改修ほか工事設計業務            契約相手方：株式会社綜企画設計仙台支店            (法人番号8010001078721)            契約金額：18,095,000円            契約締結日：令和2年7月10日            担当部局：東北財務局</p> <p>落札業者と他の入札者（競合業者）の入札価格に大きな差が生じた要因は何か。</p> <p>競合業者について、マンパワー不足の状況で入札することはあまりないと思えるが、過去に類似業務に入札し、受注した経験があったのか。</p> <p><b>【事案2】</b>            契約件名：(R02)国有崖地保全工事調査設計等業務（仙台市）            契約相手方：大橋調査株式会社            (法人番号7370001002761)            契約金額：当初 6,930,000円            第1回変更契約 8,426,000円            契約締結日：当初 令和2年8月27日            第1回変更契約 令和2年9月28日            第2回変更契約 令和2年11月30日            担当部局：東北財務局</p> <p>1者応札となった要因は何か。</p> <p>本件業務に特殊な技術力が必要なのか。</p>	<p>両者とも社内の設定単価を基本として入札価格を算出しているが、競合業者からは「別件業務を抱えているため、マンパワー不足の補填経費を加算している。」と聞いており、両者の設定単価の違いや業務の繁忙状況などが入札価格の大きな差につながったものと分析している。</p> <p>競合業者は、平成27年度に類似業務を落札して受注した実績があり、過去の入札や業務経験も踏まえて今回の入札価格を設定したものと考えられる。</p> <p>入札不参加の業者からは「現場は住宅地に近接し、急勾配で作業場所が狭小であることから、当社の技術力では安全にボーリング調査を実施することが困難。」などと聞いており、安全面等を考慮した結果、入札に参加しなかったものと考えられる。</p> <p>特殊な技術は必要ないものの、調査場所はマンション建設などの平坦地や海岸整備などの広大な傾斜地とは異なり、狭隘な傾斜地で法面下方には民家があることから、機材搬入や調査の際は安全確保上の難易度が上がることとなる。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案3】</b>            契約件名：青森第二合同庁舎食堂厨房機器更新工事            契約相手方：相互建設工業株式会社            （法人番号1420001001219）            契約金額：3,366,000円            契約締結日：令和2年7月20日            担当部局：仙台国税局</p> <p>入札が無効となった者に対して、注意するなどの指導は行わないのか。</p> <p>入札金額最高額業者と落札業者の金額に乖離があるが、落札業者が納入した機器類に問題はなかったか。</p> <p><b>【事案4】</b>            契約件名：年末調整関係書類封入及び発送代行業務（グループ1）            契約相手方：日本通運株式会社仙台支店（法人番号4010401022860）            契約金額：20,438,325円            契約締結日：令和2年8月31日            担当部局：仙台国税局</p> <p>過去5年について当該業務の落札者を教示願いたい。また、応札状況を教示願いたい。</p> <p>他者の参加がないのはなぜか。また、どのように分析しているか。</p> <p><b>【総評】</b>            （事案1）            業者から聞き取りを行っていることは、入札制度を維持していくために必要であり、高く評価できる。            一方、マンパワー不足の状態が入札に参加することは通常考えられないため、今後の聞き取りでは可能な限り詳しい情報の収集に努めていただくことを希望する。</p> <p>（事案4）            過去の応札状況から、応札者と落札者が固定化している。            このような状況は、入札本来の目的に反するものであり、応札業者の多様性を高め、入札自体の競争性を高めて行くことが必要である。</p>	<p>無効となった者に対して無効理由を通知しているほか、その他の業者に対しても入札に関する問合せを受けた際に口頭で注意喚起している。</p> <p>現地の検査職員及び監督職員が、納入機器及び据付状況ともに問題ないことを確認している。</p> <p>当該業務は過去5年間、同一業者が落札しており、平成28年度～平成30年度は落札者のほかにもう1者の応札があったが、令和元年度及び令和2年度は落札者のみである。</p> <p>他者への聴取では、「運送費用部分で勝てる金額を算出できる見込みがなかった。」との回答のほか、当該業務は他にグループ2及び3があることから、「業務量を勘案し、履行可能なグループへ参加した。」との回答を得ている。            業務内容については、特段複雑ではないことから、過去の入札状況や業務規模を勘案し、他者の参加がないものと分析している。</p>